

2022年9月27日

お客様各位

大阪信用金庫

電子交換所設立に伴う「当座勘定規定」の改定について

平素は大阪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は2022年11月に、電子データでの交換を行う「電子交換所」を設立することを決定しました。

電子交換所への移行に伴い、手形・小切手の交換の取扱いが変更になるため、当金庫は、下記のとおり、「当座勘定規定」および「手形用法」、「小切手用法」を改定します。

なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の規定・用法が適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 改定日

2022年11月4日(金)

2. 改定対象

- (1) 一般当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)
- (3) 約束手形用法
- (4) 為替手形用法
- (5) 小切手用法

3. 主な改定内容

(1) 当座勘定規定の主な改正点

条項	内容
手形、小切手の支払い	現行運用上行われている取扱いを電子交換所への移行を機に規定化するもの
手形、小切手の用紙	振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
印鑑照合等	イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定の追加
個人信用情報センターの登録	全国銀行個人信用情報センターにおける不渡り情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターの登録規定の削除

(2)手形用法・小切手用法の改正点

- ① チェックライターにより金額印字を行う場合には、3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ② 使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号、QRコード欄)の追加

※改定の詳細は、次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

以上

「一般当座勘定規定」新旧対照表

改定後	改定前
<p>第8条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2)前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p><u>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第8条(手形、小切手の支払)</p> <p>(1)同左</p> <p>新設</p> <p>(2)同左</p>
<p>第9条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p><u>(4)当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5)手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>(7)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第9条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)～(3)省略</p> <p>新設</p> <p>(4)同左</p> <p>新設</p> <p>新設</p>
<p>第19条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名(<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他</p>	<p>第19条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責</p>

改定後	改定前
<p>の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める約束手形用法、小切手用法、為替手形用法に違反したために生じた損害についても、本条第1項の規定と同様とします。</p>	<p>任を負いません。</p> <p>(2)手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)同左</p>
<p>第21条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2)前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当金庫はその責任を負いません。また、当金庫が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>	<p>第21条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつがあるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</p> <p>(2)同左</p>
<p>第27条(解約等)</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者(法人の場合はその代表者を含む)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これ</p>	<p>第27条(解約等)</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>①同左</p> <p>②同左</p>

改定後	改定前
<p>らに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A.～E. 省略</p> <p><u>F. その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③ 預金者(法人の場合はその代表者を含む)が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p> <p>(4)～(6)省略</p>	<p>A. ～E. 省略</p> <p>新設</p> <p>③同左</p> <p>(4)～(6)省略</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 30 条(個人信用情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、本条第3号の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの加盟会員および同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとしします。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第 30 条(規定の変更)</p> <p>(1)～(2)省略</p>	<p>第 31 条(規定の変更)</p> <p>(1)～(2)省略</p>
<p>第 31 条(準拠法、裁判管轄)</p> <p>省略</p>	<p>第 32 条(準拠法、裁判管轄)</p> <p>省略</p>

「当座勘定規定(専用約束手形口用)」新旧対照表

改定後	改定前
<p>第1条(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、<u>第23条</u>第4項第1号から第3号までの規定のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第23条</u>第4項第1号から第3号までの規定の一つにでも該当すると当金庫が判断する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>	<p>第1条(反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この当座勘定は、<u>第24条</u>第4項第1号から第3号までの規定のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第24条</u>第4項第1号から第3号までの規定の一つにでも該当すると当金庫が判断する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p>
<p>第8条(手形の支払)</p> <p>(1)この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>(2)<u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続きをしてください。</p>	<p>第8条(手形の支払)</p> <p>(1)同左</p> <p>新設</p> <p>(2)同左</p>
<p>第9条(手形用紙)</p> <p>(1)当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)<u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(3)手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>(4)専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>(5)<u>当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(6)前項の期間を経過した場合において、本人から</p>	<p>第9条(手形用紙)</p> <p>(1)同左</p> <p>新設</p> <p>(2)同左</p> <p>(3)同左</p> <p>新設</p> <p>新設</p>

改定後	改定前
<p><u>請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	
<p>第 16 条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、請求書、諸届書類等に使用された印影または署名(<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形として使用された用紙(<u>電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます</u>)を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、本条第1項の規定と同様とします。</p>	<p>第 16 条(印鑑照合等)</p> <p>(1)手形、請求書、諸届書類等に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2)手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3)同左</p>
<p>第 17 条(振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1)手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2)前項の取扱いによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第 17 条(振出日、受取人記載もれの手形)</p> <p>(1)手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない<u>もの</u>が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>(2)同左</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 26 条(個人情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間(ただし、下記第3号</p>

改定後	改定前
	<p>の事由の場合のみ6カ月間)登録し、同センターの加盟会員および同センターと提携する個人情報情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとする。</p> <p>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</p>
<p>第26条(規定の変更等)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には変更するものとする。</p> <p>(2)前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を当金庫ホームページその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとする。</p>	<p>第27条(規定の変更等)</p> <p>(1)同左</p> <p>(2)同左</p>
<p>第27条(準拠法、裁判管轄)</p> <p>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>第28条(準拠法、裁判管轄)</p> <p>同左</p>

「小切手用法」新旧対照表

改定後	改定前
<p>3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。</p> <p>なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p>	<p>3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名捺印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。</p> <p>なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p>
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに、「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また崩し字は使用せず、<u>楷書で丁寧</u>に記入してください。</p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 同左</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、弐、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(4) <u>新設</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p> <p><u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を捺印してください。</p>
<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。また、<u>記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。</p>

8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ
印(お届け印)のうえ請求してください。

8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名捺印
(お届け印)のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>		<u>2</u>		<u>3</u>		<u>4</u>		<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>		<u>9</u>		<u>10</u>					
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什

	<u>100</u>		<u>1,000</u>		<u>10,000</u>			
漢数字	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、園(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

「約束手形用法」新旧対照表

改定後	
<p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名<u>なつ印</u>に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p>	<p>2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名<u>捺印</u>に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。</p>
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字</u>を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧<u>に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>4. (1) 同左 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (4) <u>新設</u></p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>捺印</u>してください。</p>
<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分(<u>下図斜線部分</u>)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>

「為替手形用法」新旧対照表

改定後	
<p>2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ<u>確かめて</u>ください。</p>	<p>2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ<u>確</u>めてください。</p>
<p>5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. (1) 同左 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾</u>など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 新設</p>
<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>なつ</u>印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印を<u>捺</u>印してください。</p>
<p>7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名<u>なつ</u>印には、当店へお届けのご印章を使用してください。</p>	<p>7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名<u>捺</u>印には、当店へお届けのご印章を使用してください。</p>
<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(<u>下図斜線部分</u>)は使用しないでください。</p>	<p>8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。</p>
<p>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名<u>なつ</u>印(お届け印)のうえ請求してください。</p>	<p>10. 手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名<u>捺</u>印(お届け印)のうえ請求してください。</p>

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>		<u>2</u>		<u>3</u>	<u>4</u>		<u>5</u>		<u>6</u>		<u>7</u>		<u>8</u>	<u>9</u>		<u>10</u>							
漢数字	壹	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	仕

	<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>		
漢数字	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬	

〈その他〉金、円、園(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

●為替手形用紙

為替手形

No. _____ 支払人(引受人名) _____ 殿 _____ 支払明日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

取入 印紙	金額 _____	支払地 _____	支払場所 _____
----------	----------	-----------	------------

(受取人) _____ 年 _____ 月 _____ 日

引受 _____ 年 _____ 月 _____ 日

殿またはその指図人へこの為替手形と引替えに上記金額をお支払いください
 拒絶証書不要

振出地 _____
住所 _____
振出人 _____

”